

5. 介護職員の質の向上について

(1) 介護職員基礎研修について

- 今後、ますます少子・高齢化が進展するとともに、認知症高齢者や独居の高齢者についても増加が見込まれる中で、高齢者が尊厳を持ち、住み慣れた地域において安心して生活することができるよう安定的なシステムを構築することが重要である。とりわけ、介護サービスの質の向上を図る上で、介護サービスに携わる職員の専門性の向上を図ることは喫緊の課題であり、昨年8月に告示された「社会福祉事業に従事する者の確保を図るために措置に関する基本的な指針（平成19年厚生労働省告示第289号）」においても、経営者、職能団体、その他の関係団体等、国、地方公共団体が一体となって取り組むべき課題の一つとして、「福祉・介護サービス分野における従事者のキャリアパスに対応した研修体系の構築を図ること」とされているところである。
- 介護に従事する者（予定の者を含む）に対する研修については、平成18年度に「介護職員基礎研修」を創設したところであるが、昨年8月1日現在における各都道府県の実施状況は、29都道府県（134事業者）となっており、養成研修事業者の指定が全国的に進んでいない状況にある。
「介護職員基礎研修」は、施設、在宅を問わず、介護に携わる質の高い人材の養成、確保を図る観点から大変重要であると考えており、本研修の普及、定着を図ることが喫緊の課題である。そのため、今般、介護職員基礎研修のパンフレット（別添「介護職員基礎研修について」）を作成したので普及にあたってご活用いただきたい。このパンフレットは、後日、当省のホームページに掲載する予定である。
- 各都道府県においては、介護サービスに従事しようとする者や現に従事している者、介護サービス事業者及び養成研修事業の実施を計画している者等に幅広く周知をお願いしたい。特に、すでに訪問介護員養成研修を修了した者に対しては、研修課程の一部履修免除（例えば、訪問介護員養成研修2級課程+1年以上の実務経験がある者について

は、500時間の研修課程中350時間が免除され、150時間の履修で介護職員基礎研修修了となる。)などの受講負担軽減措置が図られていることについても改めて周知いただき、介護職員基礎研修の普及、定着に向けて積極的な取組をお願いしたい。

- 介護福祉士の資格取得ルートにおける「介護職員基礎研修」修了者の取り扱いについては、平成18年12月12日に取りまとめられた社会保障審議会福祉部会の報告において「介護職員基礎研修を修了している者は、あらかじめ理論的・体系的に必要な知識及び技能を修得した上で介護等の業務に関する実務経験を2年以上経た場合に、国家試験の受験資格を付与する仕組みとするべきである。」とされているが、社会福祉士及び介護福祉士法の改正法案の国会審議において、「厚生労働省令において介護福祉士の資格取得ルートを規定するに当たっては、法律上の資格取得ルートとの間で、教育内容及び実務経験の水準の均衡に配慮すること」との附帯決議がされたところであり、この附帯決議を尊重し、現在、実務経験ルートにおける基礎研修の位置づけについて検討しているところがあるのでご了知願いたい。

(2) 訪問介護員養成研修について

- 訪問介護員の養成については、平成3年度から平成18年度までの修了者の累計が約326万人（＊）となっているところである。

（＊）各都道府県からの修了者数の報告をもとに集計。ただし、この人数については単純累計であり、1人の者が複数の研修課程を修了している場合は重複して計上されている。

この訪問介護員養成研修の取扱いについては、昨年2月の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、「今後、全国の介護職員基礎研修の実施状況や、介護福祉士の見直しの時期等を勘案した上で、現在の訪問介護員養成研修課程を介護職員基礎研修に一元化する予定」とお示ししたところである。

厚生労働省としては、まずは訪問介護員養成研修1級課程について、平成24年度を目途に介護職員基礎研修に一元化を図る予定であるのでご了知いただきたい。なお、訪

問介護員養成研修2級課程については、当分の間、養成を継続する予定であるので、ご了知いただくとともに、管下市町村、介護サービス事業者、関係団体等に対して周知いただくようお願いする。

(3) 介護員養成研修の適切な実施について

- 高齢者に対して適切な介護サービスを提供するうえで、質の高い介護員を養成することは介護保険制度の円滑な運営のためにも非常に重要なことである。

各都道府県においては、従来より介護保険法施行令等に基づき介護員養成研修事業者の指定手続き等を適切に実施していただいているところであるが、一部研修事業者において法令に定める研修内容や時間を修了していないにもかかわらず、研修事業者が修了証明書を交付していた問題が生じたところである。

このような問題は、研修受講者が不利益を被るとともに介護サービス利用者に対して不信感を与えることであり、誠に遺憾である。各都道府県においては、事業者の指定等を行う際には、以下の内容を参考に指定申請時の審査を適切に行うとともに、事業者に対する指導を徹底していただき、不正事例の発生防止に努められたい。

具体的には、

- ① 指定申請で報告されている内容の研修が実際に事業所で行われているか否かについて、事業者の了解の下に実地調査を行う。
- ② 事業者の要件や研修講座の内容について、それぞれ個別に十分な審査を行う。
- ③ 指定に際しては、申請事業者に対して、講師の変更、日程の変更、実習先の変更等の重要な事項の変更がある場合、その都度、都道府県に対して変更の報告を行うことへの理解と徹底を行う。
- ④ 事業者から研修の実績報告を受ける際に、併せて講師の出講状況の確認も行う。
- ⑤ 都道府県が事業者から研修講座の開講の申請を受け、それに対する指定を行ってから受講者の募集を行わせる。

等の措置が考えられる。

各都道府県において事業者を指定する際には、地域の実情に応じ、上記の項目を参考

としつつ、事業者の指定要綱を見直すなど、不適正な養成研修が実施されないよう十分留意されたい。

- なお、通信課程等により、複数の都道府県にわたる等、広域を対象として実施する研修事業者に対する指導等については、指定を行った都道府県のみでは十分に対応しきれないケースも生ずると考えられるため、研修事業者を指定した都道府県から関係する都道府県に対して依頼があった際には、指導等に関する情報の提供その他必要な協力をを行うなど十分相互に連携を図って取り組まれたい。

(4) 介護員養成研修事業者の指定事務について

- 介護員養成研修事業者の指定については、介護保険法施行令第3条第1項第2号によって規定されているとおり、各都道府県により行うこととされており、その具体的な取扱いについては、「介護員養成研修の取扱細則について」（平成18年6月20日老振発第0620001号）によりお示ししているところであるが、通信課程による研修事業等同一の研修事業者が複数の都道府県にわたって研修事業を行う場合の研修事業者の指定については、概ね以下の方法が考えられる。

- ① 本部、本校と支所等の各事業所が独立して、研修実施場所、研修講師等を確保し、又は受講生の募集も各々の都道府県下において行うなど、事業として別個のものと認められる場合には、各事業所の所在地の都道府県において指定を行う。
- ② 本部、本校において、研修実施場所、研修講師等の確保を一体的に実施し、支所等の各事業所には研修場所の提供や受講者との調整等のみで、研修実施に係る責任の所在がない場合については、主たる事業所の所在地の都道府県において指定を行う。

- なお、上記の取扱いについては、本部、本校等主たる事業者があることをもって当該都道府県が指定事務を行うといった一律機械的に取り扱うのではなく、各事業所における個々の状況等十分確認のうえ、適切に対応願いたい。

介護職員基礎研修について

平成20年2月

厚生労働省老健局



- Q1 ■ 介護職員基礎研修はどのような経緯で作られたのですか? 1
- Q2 ■ 介護職員基礎研修はどのようなことを目指していますか? 1
- Q3 ■ 介護職員基礎研修はどこで受けられますか? 1
- Q4 ■ 介護職員基礎研修を実施している事業者は全国にどのくらいあるのですか? 1
- Q5 ■ 介護職員基礎研修のカリキュラムはどうなっていますか? 2
- Q6 ■ 介護職員基礎研修の受講料に対する補助はありますか? 2
- Q7 ■ 介護職員基礎研修を修了したら、どのような仕事ができますか? 2
- Q8 ■ 既にホームヘルパー研修を修了している人が、介護職員基礎研修を修了するためには何時間の研修時間が必要でしょうか? 3
- Q9 ■ ホームヘルパー研修修了者は訪問介護の仕事ができなくなるのですか? 3
- Q10 ■ 介護職員基礎研修のほかに、介護職員の資質向上を図る研修などにはどのようなものがありますか? 4
- Q11 ■ 訪問介護員養成研修と介護職員基礎研修との関係は今後どのようになりますか? 4
- Q12 ■ 介護職員基礎研修事業者になるためにはどのような手続きが必要ですか? 4

【資料】

- 介護職員基礎研修の概要 5
- 介護保険制度における介護従事者の資格 6

WHY

介護職員基礎研修に関するよくあるご質問

Q 1 ■ 介護職員基礎研修はどのような経緯で作られたのですか？

- 今後、ますます少子・高齢化が進展するとともに、認知症高齢者や一人暮らしの高齢者の増加が見込まれる中で、介護保険制度が老後の安心を支える仕組みとして安定的に運営されるよう、介護の仕事に従事する人材を確保するとともに、介護サービスの質の確保・向上を図ることが重要な課題となっています。
- 介護サービスの質の向上を図る上で、介護職員の専門性を高めることが必要であることから、施設・在宅を問わず、介護職員として介護サービスに従事する職員の共通の研修として、平成18年度に「介護職員基礎研修」を創設しました。

WHY

Q 2 ■ 介護職員基礎研修はどのようなことを目指していますか？

- 介護職員の専門性を高めることにより、介護サービスの質の向上を図ります。
- また、今後、介護職員基礎研修修了者がその専門性を活かし、介護サービスを提供する場において核となって働くよう、介護職員基礎研修修了者の位置付けなどについて検討していくこととしています。

WHY

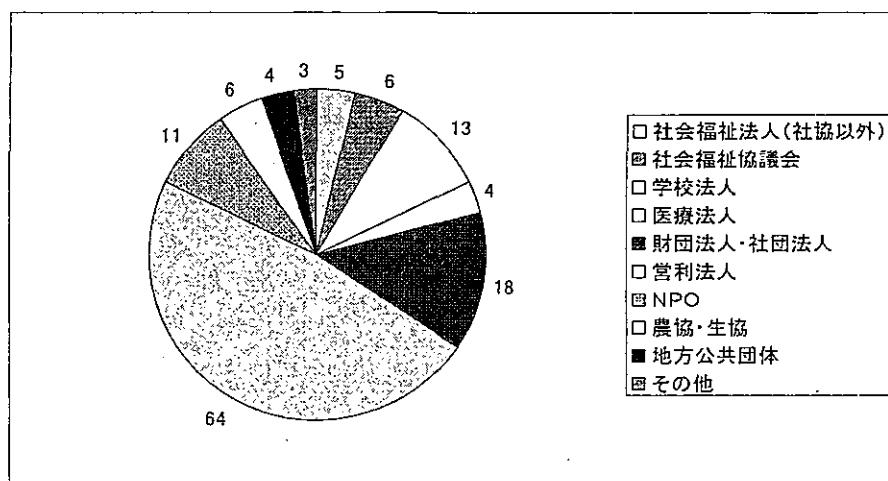
Q 3 ■ 介護職員基礎研修はどこで受けられますか？

- 都道府県又は都道府県が指定する事業者が研修を実施しています。詳しくは都道府県の担当部局へお問い合わせ下さい。

WHY Q 4 ■ 介護職員基礎研修を実施している事業者は全国にどの

くらいあるのですか？

- 平成19年8月1日現在で134事業者です。なお、29の都道府県で設置されています。



WHY

Q 5 ■介護職員基礎研修のカリキュラムはどうなっていますか？

- 介護職員基礎研修は、講義・演習を360時間、施設等における実習を140時間の合計500時間の履修が必要です。詳しい内容については、5ページの概要をご覧ください。

WHY

Q 6 ■介護職員基礎研修の受講料に対する補助はありますか？

- 介護職員基礎研修の受講料は、基本的には、受講者の方に御負担いただくこととなっています。
- 受講料の額については、都道府県及び都道府県が指定する研修事業者により異なりますので、都道府県又は都道府県が指定する研修事業者にお問い合わせ下さい。
なお、受講者に一定期間の雇用保険の加入歴があり、かつ、受講する介護職員基礎研修講座が教育訓練給付制度において厚生労働大臣が指定する教育訓練講座であるときは、研修修了後、給付を受けることができる場合があります。

教育訓練給付制度の概要

- 働く人の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

＜対象者＞・雇用保険被保険者である（あった）期間が通算3年以上（但し、初回に限り、1年以上の者）

＜給付額＞・受講者本人が負担した教育訓練費用の20%相当額【上限10万円】

（但し、4千円を超えない場合は支給不可）

※ 制度の詳細、指定教育訓練講座の検索については、「厚生労働省」のHP

（<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/kyoiku/index.html>）をご参照下さい。

※ 教育訓練給付金の支給の対象となる教育訓練の指定基準については、「中央職業能力開発協会」のHP
（http://www.kyufu.javada.or.jp/kensaku/T_M_kouza）をご参照下さい。

WHY

Q 7 ■介護職員基礎研修を修了したら、どのような仕事ができるですか？

- 介護老人福祉施設等の施設や訪問介護員（ホームヘルパー）等として働けます。なお、介護職員基礎研修修了者は、訪問介護員（ホームヘルパー）の任用資格として規定されています。
- また、訪問介護事業所において、訪問介護計画の作成や訪問介護員に対する技術的な指導等を行う「サービス提供責任者」になることができます。

Q 8 ■既にホームヘルパー研修を修了している人が、介護職員



基礎研修を修了するためには何時間の研修時間が必要でし
ょうか？

- 介護職員基礎研修は、500時間の履修が必要です。ただし、既に訪問介護員（ホームヘルパー）養成研修を修了している方については、修了済の研修と介護職員基礎研修との内容が重複する研修科目等の受講が免除されます。

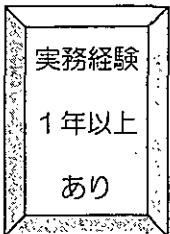
介護職員基礎研修

500時間

介護職員基礎研修修了までに必要とされる受講時間（合計）

1級ホームヘルパー

+



+

60時間

2級ホームヘルパー

+

+

150時間

その他

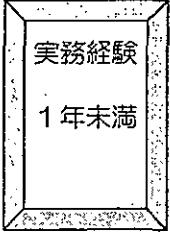
+

+

300時間

1級ホームヘルパー

+



+

200時間

2級ホームヘルパー

+

+

350時間

その他

+

+

500時間



Q 9 ■ホームヘルパー研修修了者は訪問介護の仕事ができなくな
るのですか？

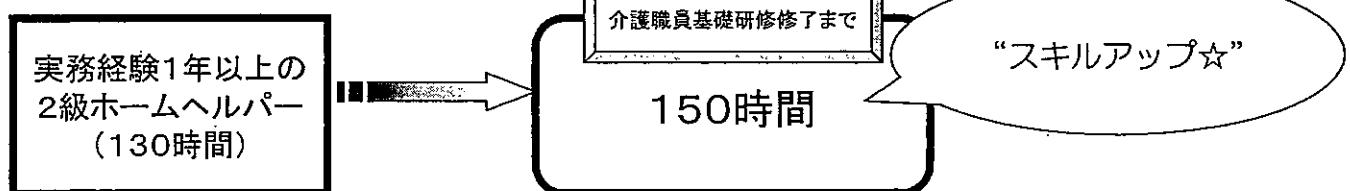
- 訪問介護員（ホームヘルパー）養成研修1級、2級課程を修了された方については、これまでどおり訪問介護員として働けます。ただし、訪問介護員養成研修3級課程のみを修了されている方については、平成21年4月以降、介護報酬の算定要件の対象から外れる予定です。

WHY Q 10 ■ 介護職員基礎研修のほかに、介護職員の資質向上を図る

研修などにはどのようなものがありますか？

- 介護職員の資質向上を図る仕組みとしては、国家資格である介護福祉士の資格取得、ホームヘルパー等の職能団体による研修や各事業者が行う研修があります。なお、既に訪問介護員養成研修を修了されている方については、介護職員基礎研修の一部免除（2級課程修了+1年以上の実務経験の方→150時間を履修）により短時間の履修で介護職員基礎研修を受講することが可能であり、認知症ケアや医療・看護との連携等の内容が含まれており、スキルアップ等にもつながるものと考えます。

<例>



WHY Q 11 ■ 訪問介護員養成研修と介護職員基礎研修との関係は

今後どのようにになりますか？

- 平成24年度を目指し、現在の訪問介護員養成研修1級課程を介護職員基礎研修に一元化することとしています。
なお、介護職員基礎研修の実施状況や、昨今、介護職員の人材確保が困難であるという状況にあること等から、当分の間、訪問介護員養成研修2級課程を存続することとしています。

WHY Q 12 ■ 介護職員基礎研修事業者になるためにはどのような

手続きが必要ですか？

- 介護職員基礎研修事業者の指定事務は、都道府県で行っており、具体的な要件等についても、各都道府県において要綱等において定めています。
具体的な手続き等については、研修事業を実施する都道府県の担当部局にお尋ねください。
- なお、通信課程等の実施により複数の都道府県にまたがって研修事業を実施する場合の事業者の指定については、以下のケースが考えられます。
 - ① 本部や本校と支所等の各事業所とが独立して、研修実施場所、研修講師等を確保し、又は受講生の募集も各自の都道府県において行うなど、事業として別個のものと認められる場合には、各事業所の所在地の都道府県で指定。
 - ② 本部や本校において、研修実施場所、研修講師等の確保を一体的に実施し、支所等の各事業所は研修場所の提供や受講者との調整等のみを行い、研修実施に係る責任の所在がない場合については、主たる事業所等の所在地の都道府県で指定。

介護職員基礎研修の概要

○目的

介護職員基礎研修は、介護職員として介護サービスに従事しようとする者を対象とした基礎的な職業教育として、対人理解や対人援助の基本的な視点と理念、専門的な職業人として職務にあたる上での基本姿勢、基礎的な知識・技術等を修得させるとともに、介護職員については将来的には、任用資格は介護福祉士を基本とすべきであることを踏まえて、より専門的な知識・技術を修得するための機会とすることを目的とする。

○実施主体

介護職員基礎研修の実施主体は、都道府県知事又は都道府県知事の指定した者とする。

○対象者

介護福祉士資格を所持しない者で、今後介護職員として従事しようとする者若しくは現任の介護職員とする。

○研修科目及び研修時間数等

別表のとおり

○その他

- ・訪問介護員養成研修修了者については、受講科目を一部免除。各科目ごとに研修機関が修得度を評価。
- ・研修事業者が教育体制(講師、設備等)等の情報項目を開示。
- ・認知症高齢者へのケアや医療・看護との連携等に関する内容を充実。
- ・講義と演習を一体的に実施

別表

<500時間>

基礎理解とその展開（360時間）

—講義・演習を一体的に実施—

1. 生活支援の理念と介護における尊厳の理解(30H)
2. 老人、障害者等が活用する制度及びサービスの理解(30H)
3. 老人、障害者等の疾病、障害等に関する理解(30H)
4. 認知症の理解(30H)
5. 介護におけるコミュニケーションと介護技術(90H)
6. 生活支援と家事援助技術(30H)
7. 医療及び看護を提供する者との連携(30H)
8. 介護における社会福祉援助技術(30H)
9. 生活支援のためのアセスメントと計画(30H)
10. 介護職員の倫理と職務(30H)

+

実習（140時間）

介護保険制度における介護従事者の資格

<国家資格>

介護福祉士

<上級レベル>

介護職員基礎研修

サービス提供責任者
主任介護職員
訪問介護員(常勤) 等

<中級レベル>

訪問介護員(ホームヘルパー) 養成研修 1級課程

サービス提供責任者 等

H24年度を目
途に介護職員基
礎研修に一元化
する予定

<初級レベル>

訪問介護員(ホームヘルパー) 養成研修 2級課程

訪問介護員(新人) 等

訪問介護員(ホームヘルパー) 養成研修

3級課程

H21.4~

介護報酬算定外